

いじめ防止等ポリシー

1. いじめについての理解

いじめの定義

1. 「いじめ」とは、学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
2. 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがあげられる。

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
9. パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気をも全ての学生に醸成するよう努めなければならない。

基本的姿勢

1. いじめは、どの学生にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して

行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
4. 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない、教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

２．学校及び教職員の責務

1. 本校及び本校の教職員は、学生の保護者等、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
2. 本校の全ての教職員は、本計画の読解を通じてこの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
3. 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
4. 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置することがあってはならない。
5. 本校の教職員が、いじめの疑いのある行為を知り得た時には、集団守秘の考えのもと、必要な範囲で情報を共有し、学校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

3. いじめ防止基本計画の策定

1. 基本計画は、学生及び学生の保護者等への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。
2. 基本計画には、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、本校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び自らの役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。
3. 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCA サイクルに基づき、策定した基本計画が実情に即して機能しているかについて適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。
4. 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページにより公表する。

4. いじめ防止等のための組織

1. 本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される秋田工業高等専門学校いじめ防止・対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2. 委員会は、特にその未然防止、早期発見の実効性を確保するために、必要に応じて担任や科目担当者等を参加させなければならない。
3. 本校は、委員会の存在及び活動が学生から認識され、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。
4. 本校は、委員会をその役割・機能を果たすよう定期的を開催するとともに、いじめに関する通報があった場合は、速やかに臨時の委員会を開催する。
5. 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

委員会の具体的な役割

未然防止

- (ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

- (イ) 学生たちの普段の何気ない行動がいじめに発展しないよう、発達段階の異なる学生が在籍していることを理解して、いじめ防止対策の計画を立てる。

早期発見・事案対処

- (ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には委員会を開催し、情報の迅速な共有、及び学生に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (エ) いじめを受けた学生に対する支援・いじめを行った学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する役割

学校いじめ防止等基本計画に基づく各種取組

- (ア) 基本計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (イ) 基本計画における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (ウ) 基本計画が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、毎年、基本計画の見直し等を行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

5. いじめ未然防止のための取組

1. 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。
2. 本校は、学生の保護者等、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって学生が自主的に行うものに対する支援、学生及びその保護者等並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取組を行う。
3. 委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取

組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員と共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

6. いじめの早期発見のための取組

1. 本校は、本校におけるいじめを早期に発見するため、委員会が実施主体となって、学生に対するアンケート及び面談等による定期的な調査その他の必要な取組を計画的に行う。
2. 本校は、学生及びその保護者等並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。
3. 本校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
4. 本校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取組を行う。
5. 委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員と共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者等に周知しなければならない。

7. いじめ事案への組織的対応

1. 本校の教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、委員会に報告し、委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、本校はその結果を別に定める様式により機構に報告する。
2. 本校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努めなければならない。
3. 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者等に対する

助言等を継続的に行う。

4. 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
5. 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者等に対し、いじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者等と共有するための取組を行う。
6. 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
7. 学校は、すでに学校に籍を置かない者又はその保護者等から、学校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合、対応しなければならない。

8. インターネット等によるいじめへの対応

1. 本校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
2. 本校は、インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者等が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者等に説明しなければならない。

9. いじめの解消

1. いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

10. 重大事態への対応

1. 本校は、いじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより当該学校に在籍する学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
2. 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
3. 本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、機構又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。
4. 学生及び保護者等から、いじめにより重大な被害が生じた、との申立てがあった場合、機構及び学校は、1項に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き、重大事態調査を行わなければならない。
5. 重大事態調査は、特段の事情がある場合を除き、学校関係者や当該事案に関係する学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行う。
6. 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、第三者を加えて、重大事態調査を行わなければならない。
(ア) いじめを受けた学生が、自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合

- (イ)当該事態の事実確認において、いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合
- (ウ)いじめを受けた学生及びその保護者等が、これまでの経緯等から学校に不信感を抱いている場合
7. 機構又は本校は、いじめを受けた学生及びその保護者等に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
 8. 重大事態調査を行う組織は、重大事態調査開始前に行われた、委員会による事実確認の結果を重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができる。
 9. 本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
 10. 本校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本ポリシー、ガイドライン及び基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者等に対する報告並びにホームページによる公表を行う。
 11. 学校は、重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

1 1. 教職員の研修等

1. 本校は、学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取組を計画的に行う。
2. 前項の研修は、いじめ防止等の対策に従事するために必要な機構ポリシー及びガイドラインへの精通、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保を目的とするものでなければならない。

12. 文書の取扱い

1. 本校は、いじめ防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないように、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。
2. ただし、いじめを受けた学生や保護者等から、相当期間経過後にいじめ被害の申立てがなされることもあることを踏まえ、関連資料の保管は、当該学生卒業後5年間は保存するものとする。